

令和7年度6月農業委員会定例会議事録

召集年月日 令和7年6月10日(火)

召集場所 西伯郡伯耆町吉長49番地

岸本公民館2階大会議室

出席者 農業委員 8名、最適化推進委員 12名

事務局 3名

1 開会宣告	午前9時30分
事務局	これより令和7年度第3回目の定例会を開催します。
2 会長挨拶	会長挨拶
3 議事録署名委員 選任	議事録署名委員は、5番 畑委員・6番 安酸委員にお願いします。
4 報告事項	
	【報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による通知書について】
加川議長	報告第6号、事務局より報告をお願いします。
事務局	報告第6号の1番の朗読
加川議長	皆様の方から報告第6号1番について、何かご質問・ご意見はありますか。
加川議長	ないようですので、報告第6号1番、報告させていただきます。
5 議事	
加川議長	議事に入ります。
加川議長	議案第7号 農地法の非適用に係る証明願の審議について、事務局より説明をよろしく お願いします。第1番
事務局長	議案第7号説明します。1番の朗読
加川議長	事務局の説明が終わりましたが、1番の案件につきまして、野坂委員説明をよろしくお 願いいたします。
野坂委員	5月27日に、加川会長と事務局と私、それから申請者の義理の息子さんも同席されて、 現地立会をさせていただきました。 議案に書いてあるように、もう40年以上前から宅地として利用されているようで、現 在も評価地目が宅地となっているようで、復元することは困難ですので、仕方がないの ではないかと思いました。 以上です。
加川議長	この案件につきまして、皆様方の方から何かご質問等がありますか。
加川議長	特に質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 この案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第7号の1番は承認されました。
加川議長	議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について、事務局より説明をよ ろしくをお願いします。

事務局長	議案第8号1番～2番の朗読
加川議長	事務局の説明が終わりましたが、ひとつずつ審議したいと思います。 1番の案件につきまして亀山委員、説明をよろしくお願いいたします。
亀山委員	議案第8号1番につきまして5月27日に、仲田委員、内田委員と事務局の方とで現場の方を確認させていただきました。申請者本人も同席されました。 地図を見てもらえばわかると思いますが、母屋のすぐ裏の方です。基礎のすぐ下の所で畑の方が1メートル位下ですので、譲受人の方がこの農地を自分が買った方がいいという事でした。きちんと管理もされていますので、何ら問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願いいたします。
加川議長	いっしょに立会された内田委員、何か補足説明はありますか。
内田委員	今亀山委員の言われたとおりです。ずっと畑として使用されていた所です。 贈与という事でして、特に問題ないと思いますので、審議のほどよろしくお願いいたします。
加川議長	そうしますと、皆様の方から何か質問等ありますでしょうか。
加川議長	質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 この案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第8号の1番は承認されました。
加川議長	続きまして2番の案件についてですが、中曾委員、説明をよろしくお願いいたします。
中曾委員	議案第8号2番につきまして、5月28日に、妹尾委員、船森委員と事務局の方、それと譲渡人の方のお母さんと、譲受人の方とで現地立会を行ないました。 現地は写真でご覧のように、50年くらい前に、県営ではなくて団体営の関係で、『坂長圃場整備組合』を作って、圃場整備をした所です。 その時の条件で、一番村寄りの土地に譲渡人の土地を持ってきて圃場整備田全体として20町歩を確保した等の理由がありまして、譲受人の農地が一番村寄りの畑になっているような状況です。 ですから私はこの組合の会計をしていた事がありますが、賦課金はなかったはずですよ。そういう条件ですので、売買価格もこういうような単価になっています。 審議のほどよろしくお願いいたします。
加川議長	いっしょに立会された船森委員、何か補足説明はありますか。
船森委員	特にありません。
加川議長	いっしょに立会された妹尾委員、何か補足説明はありますか。
妹尾委員	特にありません。中曾委員の言われるとおりです。
加川議長	補足説明は特にないようですので、この案件につきまして、皆様の方から何か質問等ありますでしょうか。
野坂委員	賦課金がないというのは、どういうことでしょうか。
中曾委員	これは圃場整備組合で、土地を隅に寄ってもらうという条件でやっていましたので、譲渡人を除いて他の者で償還金を支払う、そういうような条件です。 坂長の50年前当時の圃場整備組合が個人に土地を隅に寄ってもらって面積を確保したから、そういう条件でしたので、譲渡人からは賦課金をもらっていません。

	40年位前に私はその組合の会計をしていましたが、なぜ賦課金がないのかと思っていたら、そういう条件だったようです。
加川議長	ちょっとよろしいですか、残地とは関係ないのですか？
中曾委員	残地ではありません。結局圃場整備区域のなかに、ぽつんと譲渡人の畑があって、譲渡人は圃場整備にはあまり乗り気ではないという状況があって、隅に寄ってもらいました。団体営は20町歩以上ないといけません。この上の方と前田川沿いの農地とでようやく20町歩を確保して、団体営として圃場整備をしたということです。
事務局長	譲渡人に百歩譲って協力してもらったので、圃場整備が出来たという事なので、譲渡人は賦課金、要は負担金を支払わなくてもよい、他の者がその分を負担するという条件で行なったという事です。
中曾委員	そうです。
加川議長	皆さん、わかりましたでしょうか。
加川議長	皆様方の方からその他にご質問はありませんか。
加川議長	その他に質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 この案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第8号の2番は承認されました。
加川議長	議案第9号 農用地利用集積等促進計画(案)の審議に事務局より説明をお願いします。
事務局長	議案第9号 農用地利用集積等促進計画(案)の審議についてです。 議案第9号-1 中曾和好氏の農用地利用集積等促進計画に関する案件、 資料番号6～8番朗読 議案第9号-2 その他の者による農用地利用集積等促進計画に関する案件、朗読 先に中曾委員が関する案件を審議したいと思います。その後で、その他の案件の審議をしたいと思います。
事務局長	最初に議案第9号-1 中曾和好氏の案件を審議したいと思います。
加川議長	議案第9号-1の案件、農地番号6番～8番までの中曾委員に関する案件につきまして、皆様何かご質問がありますか。
加川議長	質問がないようですので、採決に入りたいと思います。議案第9号-1の案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成、議案第9号-1 資料番号6～8番は承認されました。
加川議長	議案第9号-2、その他の者による上記の資料番号以外の農用地利用集積等促進計画(案)に関する案件の審議をいたします。
加川議長	その他の者の案件につきまして、皆様何かご質問がありますか。
加川議長	質問がなければ採決に入りたいと思います。上記の番号以外の案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成、議案第9号-2は承認されました。
加川議長	以上で、議案第9号は、全て承認されました。
加川議長	議案第10号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の

	実施状況の公表について、事務局より説明をよろしくお願いします。
事務局	こちらは毎年のことですが、『農業委員会による最適化活動の推進等について』という農水省から出ている通知に基づいて、農業委員会の活動の結果を取りまとめて公表するということが必要になっています。そちらの審議をお願いしたいと思います。 『令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について』ということで案を作成しています。 議案第10号の朗読。
加川議長	今事務局の報告がありましたが、この案件につきまして、皆様方の方から何かご質問等がありますか。
畑委員	ちょっと事務局にお尋ねしますが、農地パトロールでB判定になった農地に対して、町が地権者になって一括して申請することについて。これは地籍調査に合わせておられるのだと思いますが、今、地籍調査はどの辺りをされておられますか。
事務局	地籍調査は、幡郷の辺りだと思います。
加川議長	この前、大寺の辺りをされていました。
畑委員	今は、岸本の先の方をされていますか。
事務局	岸本の辺りをされていると思います。
畑委員	結局、地籍調査でB判定になったところは、農地から外れてしまいますよね。
事務局	そうです。その時に『原野』になったりすることもあります。
畑委員	一括申請するのに、農地パトロールを始めてから結構な年数が経つのですが、最初は米子の法務局が現地の一筆ごとの明細を提出して下さいという事でしたが、途中から航空写真の提出でよいとの話になりましたが、それは今も変わっていませんか。
事務局	特に変わったとは聞いていません。その方向で申請できるのではないかと思います。
畑委員	では町としても申請しようと思えば、申請しやすくなったということですね。
事務局	そうです。
加川議長	皆様方の方からその他にご質問はありませんか。
加川議長	その他に質問がないようですので、採決に入りたいと思います。
加川議長	この案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第10号は承認されました。
加川議長	以上で、本日の案件は全て終了しました。
6 その他	
加川議長	その他につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。
亀山委員	広報委員の方をお願いします。 事務局の方から、『農業委員会だより』の素案が出来ましたので、もしご意見等がありましたら来週の月曜日までに、事務局の方まで連絡をして下さい。
事務局	今回表の表紙と裏表紙がカラー版になるように予算が取れましたので、それでさせていただきます。
畑委員	これを全面カラー版にするので、どのくらい予算が違いますか。
事務局	前回と比べると4万円位上がりました。全部をカラー版にした場合の見積もりは取って

	いままので、詳細はわかりませんが、多分同じくらい増えるのではないかと思います。
加川議長	少しずつカラー版に移行していけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。 亀山委員、それだけでよろしいでしょうか、他に何かありますか。
加川議長	ないようですので、皆様方の方から何かありましたらお願いします。
加川議長	皆様方からその他に何かご質問ありますか。
船森委員	立会の際に相場はいくらかと聞かれました。大体私が考えていたのは、反当30万円位かなと思っていましたが、両者が納得されて売買されたということなので、何も言いませんでしたが、聞かれた場合には言った方がいいものですか。
中曾委員	さきほどの議案の件につきまして、言い忘れましたが、譲受人の宅地のそばですから。
船森委員	ですが今は畑を耕作されていて、農地を買いますという話でしたから、土地が横とか、遠いとかではなくて、これは私に言わせてもらえば、買う方は安い方がいいけど、売る方としては高い方がいいから、双方が納得されるところで決まったのだらうということでは何も言いませんでした。聞かれた場合は素直に言った方がいいものではないでしょうか。
加川議長	値段のことですよね。相場を聞かれた場合に農業委員として言ってもいいのかどうかということですね。
内田委員	こちらの辺りは、反当20万円位です。
中曾委員	集落のそばで、隣の土地も買われる方の土地の続きです。さっきも言いましたように、ここの土地は西部土地改良区に入っていないので、34万円位の決済金も要らないですし、それから万一、農振農用地から除外する場合でも、田んぼの真ん中ではないですから、買われた方の判断でいいと思います。
加川議長	特殊な関係で売買されているところなのでいいと思いますし、当事者本人が了解しておられるのなら構わないと思います。 ただ船森委員が言われるのは、相場を言ってもいいのかどうかということですよ。ある程度のアドバイス的なことは言ってあげないと、なかなか一般の人はわかりませんから。
畑委員	大体の相場と言うと語弊がありますから、近年の相場としては岸本地区なら反当これくらい、溝口地区なら反当これくらいということを言えばいいのではないのでしょうか。
中曾委員	場所や条件によって違うと思います。田んぼの真ん中で回りが圃場整備してあるところと、ほんの村のそばで条件がつけば転用できるところと、同じ坂長の土地でも条件によって違うと思います。
畑委員	だから相場とそれとはまた別の話だと思います。今言われた条件の良いところは全体的な相場としてはこれくらいですという発言はあってもいいのではないかと思います。あとは売買される本人同士が決定されればいいわけですから、相場とそれとはまた違うと思います。ですから聞かれた場合には、大体これくらいという事は言ってもいいと思います。その中で結局、条件によってまた影響しますということで話をしてもいいと思います。
船森委員	わかりました。
加川議長	皆様方からその他に何かご質問ありますか。
加川議長	その他にないようですので、以上をもちまして、第3回の農業委員会定例会を終了いたします。
加川議長	次回の定例会は、7月11日金曜日、午前9時30分から本庁舎3階の大会議室で行い

	たいと思います。
事務局	その時に農地パトロールの日程についても打合せを農地部会で行ないたいと思います。定例会前に農地部会を開催させていただきたいと思いますので、その旨もまたいっしょにご案内をいたしますので、よろしくお願いいたします。以上です。
7 閉会	午前10時10分

上記のとおり会議の次第を記載し、農業委員会会議規則第27条の規定により署名する。

議事録署名委員

5番 畑 嘉夫

6番 安 峻 昭